

# 命 令 書

申 立 人 全労協全国一般東京労働組合  
執行委員長 X 1

申 立 人 X 2

申 立 人 X 3

申 立 人 X 4

申 立 人 X 5

申 立 人 X 6

申 立 人 X 7

申 立 人 X 8

申 立 人 X 9

申立人 X 10

申立人 X 11

申立人 X 12

申立人 X 13

申立人 X 14

被申立人 東急バス株式会社  
代表取締役 Y 1

上記当事者間の都労委平成 17 年不第 102 号事件について、当委員会は、平成 20 年 9 月 2 日第 1473 回公益委員会議において、会長公益委員永井紀昭、公益委員大辻正寛、同小井土有治、同梶村太市、同松尾正洋、同須藤正彦、同和田正隆、同馬越恵美子、同中窪裕也、同櫻井敬子、同森戸英幸の合議により、次のとおり命令する。

## 主 文

- 1 被申立人東急バス株式会社は、バス乗務員に対し残業扱いとなる乗務（増務）を割り当てるに当たって、申立人全労協全国一般東京労働組合の組合員に対して、他の乗務員と差別して取り扱ってはならない。

- 2 被申立人会社は、申立人 X 2 、同 X 3 、同 X 4 、同 X 5 、同 X 6 、同 X 7 、同 X 8 、同 X 9 及び同 X 13 に対し、別表 1 に掲げる各月の支払額及びこれに対する各支給日の翌日からそれぞれの支払日まで、年 5 分の割合による金員を付加して支払わなければならない。
- 3 被申立人会社は、本命令書受領の日から 1 週間以内に、下記内容の文書を申立人組合に交付するとともに、同一内容の文書を 55 センチメートル×80 センチメートル（新聞紙 2 頁大）の白紙に楷書で明瞭に墨書して、本社及び会社従業員の勤務する営業所内の従業員の見やすい場所に 10 日間掲示しなければならない。

記

年 月 日

全労協全国一般東京労働組合  
執行委員長 X 1 殿

東急バス株式会社  
代表取締役 Y 1

当社が、貴組合員 X 2 氏、同 X 3 氏、同 X 4 氏、同 X 5 氏、同 X 6 氏、同 X 7 氏、同 X 8 氏、同 X 9 氏、同 X 10 氏、同 X 11 氏、同 X 12 氏及び同 X 13 氏に対し、残業扱いとなる乗務（増務）を割り当てるに当たって、他の乗務員と異なる取扱いをしてこれを割り当てなかったことは、東京都労働委員会において不当労働行為であると認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないよう留意します。

（注：年月日は文書を交付又は掲示した日を記載すること。）

- 4 被申立人会社は、第 2 項及び第 3 項を履行したときは、速やかに当委員会に文書で報告しなければならない。
- 5 申立人 X 8 の本件申立時において、及び同 X 13 の当事者追加の申立時において、各 1 年を経過していた事実に係る申立ては却下する。
- 6 その余の申立てを棄却する。

# 理 由

## 第 1 事案の概要と請求する救済の内容の要旨

### 1 事案の概要

平成 17 年 6 月 9 日、当委員会は、被申立人東急バス株式会社（以下「会社」という。）に対し、申立人全労協全国一般東京労働組合（以下「組合」という。）に所属する会社のバス乗務員に残業扱いとなる乗務（以下「増務」又は単に「残業」ともいう。）を割り当てるに当たって、他の乗務員と差別しないことなどとする一部救済命令を発した（以下「前件事件」という。）。

本件は、新たに加入した組合員を含む X 2 から個人申立人 13 名（当初は 12 名、以下「申立人 13 名」又は「申立人 12 名」ともいう。）に対して、会社が増務の割当てにおいて、前件事件以降も差別的な取扱いを続け、また、17 年度に申立人 X 8 を 15 年間無事故表彰から外したとして救済申立てがなされ、それぞれ不利益取扱い及び支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

### 2 請求する救済の内容の要旨

- (1) 被申立人会社は、組合員に対し、増務を割り当てるに当たって、他の従業員に比して不利益な取扱いをしないこと。
- (2) 会社は、別表 3 - 1 の組合員に対する増務外しの不利益分の支払い及び支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払うこと。
- (3) 会社は、申立人 X 8 及び同 X 9 に対し、15 年無事故表彰を行い、金 3 万円を支払うこと。
- (4) 謝罪文の交付・掲示

## 第 2 認定した事実

### 1 当事者等

- (1) 被申立人会社は、申立外東京急行電鉄株式会社（以下「東急電鉄」という。）の自動車部門の分社により平成 3 年に設立された株式会社で、肩書地に本社を置くほか、都内、川崎市及び横浜市などに営業所を置いて路線バスの運行を主たる業務としている。17 年 3 月 31 日時点における従業員数は約 1,800 名である。

(2) 申立人組合は、首都圏の労働者で組織されたいわゆる合同労組で、本件申立時の組合員数は、約 4,000 名である。

申立人 13 名は、申立人 X 2、同 X 3、同 X 4、同 X 5、同 X 6、同 X 7、同 X 8、同 X 9、同 X 10、同 X 11、同 X 12、同 X 13 及び同 X 14 であり（以下、個人申立人をそれぞれ「X 2」もしくは「X 2 分会長」、「X 3」、「X 4」、「X 5」、「X 6」、「X 7」、「X 8」もしくは「X 8 書記長」、「X 9」、「X 10」、「X 11」、「X 12」、「X 13」及び「X 14」という。）同人らは、いずれも組合に個人加入している組合員である。

申立人 13 名を含む会社の従業員 19 名は、組合の下部組織として申立外全労協全国一般東京労働組合東急（バス）分会（以下「分会」といい、上記組合と併せて「組合」ということもある。）を組織している。

なお、会社には、上記分会のほか、会社の従業員によって組織された申立外東急バス労働組合（以下「バス労組」といい、組合員数は約 1,600 名である。）及び同全関東単一労働組合（会社における組合員数は 1 名である。）がある。

ちなみに、申立人 13 名は、全員、組合に加入するまではバス労組に所属していた。

【乙 1、審 2 p 3、審問の全趣旨】

## 2 前件事件とその後（再審査申立て）の状況

(1) 平成 12 年 10 月 6 日、東山田営業所の X 14、大橋営業所（現在は廃止）の X 2、淡島営業所（現在は廃止）の X 4 及び瀬田営業所の X 15 の 4 名のバス乗務員（ただし、当時、X 14 は誘導員として勤務）は、加入していたバス労組を脱退して組合に加入し、X 14 を分会長とする分会を結成した。

会社では、乗務員が増務を行わなければ全ダイヤを運行することができず、この必然的に生ずる増務を乗務員に割り当てることによって全ダイヤを運行していた。増務をするかしないかは各乗務員の希望が基本的に尊重され、13 年 2 月までは、増務を希望しない旨を申し出た乗務員には増務が割り当てられることはなかったが、それ以外の乗務員に増務が割り当てら

れないことはなかった。

会社では、分会結成後、組合員が増加した13年3月頃から、増務を希望する組合員に対し、増務が割り当てられないという事態が生じた。組合は、会社が増務を割り当てるに当たって増務を希望していた組合員7名に対し、他の乗務員と比して不利益な取扱いをしないこと、不利益分のいわゆるバックペイなどを求めて不当労働行為救済申立て（前件事件：都労委平成13年不第96号ほか）を行った。

17年6月9日、当委員会は、17年2月までの増務の割当てについて、会社に対し、増務を割り当てるに当たって、組合員に対して他の乗務員と差別しないことなどを命ずる一部救済命令を発した。

- (2) 上記命令に対して、組合及び会社は、中央労働委員会（以下「中労委」という。）に再審査申立てを行ったが、20年2月7日、中労委は、当委員会の命令を一部変更して、増務を割り当てるに当たって、他の乗務員と差別しないことに加えて、組合員7名中5名についてのバックペイを命じた。

【甲93、乙1、乙12、当委員会に顕著な事実】

### 3 分会結成当初の労使関係

平成12年10月6日、組合は、会社に対し、分会結成通告と同時に、便宜供与などを議題とした団体交渉を申し入れた。10月27日に第1回団体交渉が開催されたが、出席者数を巡り、組合は、「ふざけんじゃねえぞお前ら。」「荒っぽくやるぞお前ら。」などの発言を行った。

その後、組合の団体交渉申入れに対し、会社は、不穏当な発言を行わないことなどを開催の条件とするとして、その旨を約束する文書の提出を組合に求めたため、結局、団体交渉は開催されなかった。

13年2月22日、組合は、会社が団体交渉に応じないことについて、会社の親会社である東急電鉄本社前で抗議行動を行った。この抗議行動には、上部組織を含めて約180名が参加した。

【甲2、甲4、甲5】

### 4 会社における増務の発生とその割当て方法

#### (1) 平成13年頃の乗務員の勤務体制

乗務員の乗務スケジュールは、各営業所ごとの基本交番表というロー

テーション表に従って決められ、各乗務員は、この基本交番表に記載されている乗務スケジュールを順番に割り当てられて乗務していた。

乗務員の1日当たりの所定労働時間(実働時間)は6時間49分(乗務時間5時間58分、点検時間51分)となっていたが、全乗務員がこの1日当たりの乗務時間である5時間58分を乗務したとしても全ダイヤを運行することができないため、各営業所では、必然的に生ずる増務を乗務員に割り当てることにより全ダイヤを運行していた。各営業所におけるダイヤは、時間内労働扱いとなる乗務(以下「本務」という。)と増務となる乗務に区分されており、基本交番表上、本務は実線で、増務は点線で1枚の紙面に示されていた。増務には、上記のようにあらかじめ基本交番表に刷り込まれている増務(以下「刷込残業」といい、このダイヤを「刷込ダイヤ」という。)のほか、休暇取得者が生じた場合等の代替乗務(以下「代務」という。) 渋滞等によりダイヤが乱れた際の運行遅延(以下「入庫遅れ」という。)などがあり(代務及び入庫遅れは基本交番表上に刷り込まれていない。) これらの3つが乗務員の増務の大半を占めていた。

各乗務員には、あらかじめ刷込ダイヤを含んだ基本交番表が示され、会社が原則としてこの基本交番表に基づいて最終的な交番表(以下「交番表」という。)を作成して乗務させることとなる。しかし、乗務員が示された基本交番表中に、休暇の取得などによって乗務できないダイヤがあることを申し出ると、会社は、これを考慮して代務者を割り当てて乗務員の変更を行い、乗務日の3日ないし4日前(後記のとおり、時分の変更後は7日前)に営業所に掲出される交番表にこれを反映させていた。交番表掲出後、乗務当日までの間においても、乗務員の諸事情等によって乗務員の変更が行われた。これら代務者の割当てや乗務員の変更などの勤務割の決定は、各営業所長の権限となっており、乗務員は、この交番表により最終的な自己の乗務予定を確認していた。

【甲39、甲40、甲66(p8~18)、甲93、乙1、乙2、乙16、審1p2~8、24、審2p15~16、57、63

~65、審3p4~5】

前記2(1)のとおり、会社は、本人の申出などによって増務を希望しな

い乗務員には増務を割り当てず、本務のみの乗務とし、それ以外の乗務員については、あえて希望を聞くことなどはせずに増務を行うという方針で増務を割り当ててダイヤを組むなど、増務の割当てには各乗務員の希望や都合を基本的に尊重していた。このため、増務を全く希望しない乗務員のほか、家庭の事情や健康上の理由などから増務を控える乗務員など、各乗務員の増務時間にはかなりのばらつきがあり、乗務員には、増務のほとんどない者から月 60 時間を超える者まで存在した。会社は、乗務員に対し、入社時には増務を含めた収入についての説明を行っており、増務だけで年収に大きな差が生じていたこともあり、乗務員の 9 割以上が増務を行っていた。分社前の東急電鉄が行っていたバス乗務員の募集要項にも、標準的な賃金として増務を月 50 時間行った場合のモデル例が記載されていた。なお、乗務員に増務を行う意思があるにもかかわらず増務が割り当てられない例はなかった。

【甲 48、甲 66 ( p 17 ~ 18、47、49、52 )、甲 67 ( p 8、21、24、36、 )、甲 93、甲 94、甲 95、乙 1、乙 12 ( p 3 )、審 1 p 33 ~ 35、審 2 p 4、37 ~ 38、56、58 ~ 59、64、72、審 3 p 11 ~ 13、45、49】

## (2) 所定労働時間の変更

会社は、13 年 9 月 16 日からの 1 か月単位の変形労働時間制及び週休二日制 ( それまでは 4 週間で 6 日の休日 ) の導入に伴い、1 日当たりの所定労働時間を 6 時間 49 分から 7 時間 23 分 ( 乗務時間 6 時間 55 分、点検時間 28 分。以下、この所定労働時間の変更を「時分の変更」という。 ) とした。時分の変更後も同様に本務と増務 ( 刷込残業 ) の区分けはあり、乗務員が増務を行わなければ全ダイヤを運行することができず、必然的に生ずる増務を乗務員に割り当てることによって全ダイヤを運行している状況には変わりなかった。

時分の変更後の増務には、これまでの刷込残業等のほか、1 か月の実働時間が所定労働時間 ( 7 時間 23 分 × ( 暦日数 - 公休日数 ) ) を超過する時間が加えられた。これにより、会社は、各乗務員の 1 か月の実働時間が 1 か月当たりの所定労働時間を下回ることはないような基本交番表へと変更した。時分の変更により、どの営業所でも刷込ダイヤ本数が減って刷込残業が減少した一方、増務となる休日出勤 ( 以下「公出」とい

う。)の割当てを行う必要が生じた。時分の変更後は、刷込残業や公出を全く行わない本務のみの乗務であっても、乗務員には1か月当たり数時間の増務が自ずと発生する状況となった(以下、この増務を「差引増務」という。)。なお、公出についても、刷込ダイヤ同様、希望しない乗務員には基本的にこれを割り当てられることはなかった。

【甲 38、甲 55 の 38～39、甲 60、甲 67、甲 68、甲 93、甲 95、乙 1、審 1 p 7～9、13～14、17～23、28、審 2 p 15、p 47～49、審 3 p 11】

13年3月頃から、会社は、これまで本務と増務(刷込ダイヤ)が一体となっていた基本交番表を本務のみを示した基本交番表へと変更した。このため、組合は、増務(刷込ダイヤ)に関しては交番表が示されるまではその詳細を知ることができなくなった。しかし、バス労組は、会社が交番表を掲出する以前に独自に従来どおりの本務と増務(刷込ダイヤ)が一体となった基本交番表を作成し、バス労組の組合員に示していた。

また、時分の変更後、会社は、基本交番表とは別に、各乗務員の本務(刷込ダイヤは記載されていない。)公出日及び公休日記載された1か月間の乗務スケジュール(以下「月間勤務予定表」という。)を作成し、乗務の2か月前に各乗務員に配布するようになった。月間勤務予定表は、基本的に基本交番表に基づいて作成され、その後作成される交番表はこの月間勤務予定表に基づいて作成される。月間勤務予定表において公出が割り当てられると、例外的な場合を除いてほぼそのまま公出として交番表にも記載され、乗務を行うこととなる。本務のみを希望する乗務員には基本的に公出を割り当てられることはないが、月間勤務予定表に公出が割り当てられた場合でも都合が悪ければ申し出ることによって刷込ダイヤと同様に断ることができた。

【甲 93、甲 94、乙 12、審 1 p 6～14、p 39～41、2 審 p 26～30、40～41、52、56、63～64、75、3 審 p 3～8、p 29、p 43、 求釈明回答甲乙、 求釈明回答乙】

組合員の中には増務を希望しない乗務員も存在したが、申立人 13 名は、全員増務を希望していた。

【甲 113、甲 115、甲 117】

### (3) 各営業所における乗務状況

退職や異動等によって営業所における乗務員数等に変動が生じた場合、会社とバス労組との間では、営業所間の増務時間にばらつきが生じないよう、欠員の生じた営業所に優先して乗務員を補充するなどして、営業所間の増務時間の調整を行っていた。

【甲 69、甲 102】

## 5 組合員の増務の状況

### (1) 申立人 X 2 について

X 2 は、昭和 62 年 3 月 16 日に東急電鉄に入社して大橋営業所に乗務員として配属され、平成 14 年 9 月には淡島営業所、15 年 1 月には荏原営業所へ異動となった。X 2 は、分会結成当初からの組合員で、17 年 9 月には分会長に就任した。

X 2 は、従来から増務を希望していたが、13 年 5 月頃から増務が減少したため、その理由を尋ねると、大橋営業所の Y 2 所長は、バス労組とは長年の信頼関係があり、組合とはそのような関係がないため自己の裁量で増務を外した旨を述べた。後日、X 2 は、再度、Y 2 所長に説明を求めると、Y 2 所長は、本社からつけないでいいと言われている旨を述べた。

X 2 は、荏原営業所に異動後、Y 3 所長に対して幾度となく増務を希望する旨を伝えたが、Y 3 所長は、「本社からの指示で（増務を）させることはできません。団交でやってください。」と述べた。その後、交代した Y 4 所長に対しても同様の申入れを行ったが、同所長は、「俺に言われてもどうしようもないよ。本社からの指示でさせられないよ。」と述べた。

X 2 は、前件事件で救済され、本件では引き続き 17 年 3 月からの救済を求めている。X 2 が組合加入後の差別の存在を主張する前後の増務実績は、別表 2 のとおりである。なお、再審査命令は、X 2 へのバックペイを命じている。

【甲 53 の 1 ~ 78、甲 66、甲 101 の 1 ~ 10、甲 104、当委員会に顕著な事実】

### (2) 申立人 X 3 について

X 3 は、4 年 3 月 16 日に入社して大橋営業所に乗務員として配属され、14 年 7 月には東山田営業所に異動となった。X 3 の組合加入は、13 年 2

月5日である。

入社の際、X3は、会社から増務を月50時間すると給料が 円となるなどの説明を受けていたが、その時は、普通の生活ができればと考えて月35時間まで増務を行いたい旨を申し出ていた。

X3は従前から増務を希望していたが、組合加入後の13年5月から同人に対する増務の割当てが減少し、東山田営業所に異動した後も同様の状況が続いた。

X3は、東山田営業所のY5所長に対し、「何故、自分だけ増務をさせてもらえないのか。」と尋ねると、Y5所長は、「X3君たちの組合は、今、そのこと（増務問題）は本社と団交でやっているんだから、そっちでやってくれ。」と述べた。

X3は、前件事件で救済され、本件では引き続き17年3月からの救済を求めている。X3が組合加入後の差別の存在を主張する前後の増務実績は、別表2のとおりである。なお、再審査命令は、X3へのバックペイを命じている。

【甲51の1～84、甲100の1～10、甲102、当委員会に顕著な事実】

(3) 申立人X4について

X4は、昭和60年10月1日に東急電鉄に入社して淡島営業所に乗務員として配属され、平成15年3月には荏原営業所に異動となった。X4は、分会結成当初からの組合員である。

X4は、従前から増務を希望していたものの、もともと増務が多い方ではなかった。しかし、X4は、組合加入後の13年3月から、それまで基本交番表に表示されていた刷込残業が交番表作成の段階で外されて増務の減少が続いたため、淡島営業所のY6所長にその理由を尋ねると、同所長は、バス労組ではないから外した旨を述べた。荏原営業所へ異動した後も同様の状況が続いた。

X4は、前件事件で救済され、本件では引き続き17年3月からの救済を求めている。X4が組合加入後の差別の存在を主張する前後の増務実績は、別表2のとおりである。なお、再審査命令は、X4へのバックペイを命じている。

(4) 申立人 X 5 について

X 5 は、7 年 3 月 16 日に入社して大橋営業所に乗務員として配属され、12 年 11 月 16 日に瀬田営業所、13 年 11 月 16 日からは大橋営業所、14 年 7 月 16 日からは虹が丘営業所に異動となった。X 5 の組合加入は、13 年 2 月 5 日である。

X 5 は、瀬田営業所へ異動となった際、刷込残業のみを行う旨を申し出ていた。しかし、13 年 2 月頃、X 5 は、代務も行う旨を申し出たが、組合加入後の同年 3 月にはこれまで割当てのあった刷込残業が減少するようになった。X 5 がこのことについて Y 7 所長に尋ねると、同所長は、「X 5 さんがやらないと思って外したんじゃないか。」と述べた。その後も X 5 の増務は、少ない状況が続いている。

X 5 は、前件事件で救済され、本件では引き続き 17 年 3 月からの救済を求めている。X 5 が組合加入後の差別の存在を主張する前後の増務実績は、別表 2 のとおりである。なお、再審査命令は、X 5 へのバックペイを命じている。

【甲 55 の 1 ~ 69、甲 68 ( p 22 ~ 25 )、甲 70 ( p 35 ~ 38、45 ~ 48 )、甲 99 の 1 ~ 10、乙 1】

(5) 申立人 X 6 について

X 6 は、昭和 61 年 2 月 17 日に東急電鉄に入社して弦巻営業所に乗務員として配属され、平成 11 年 10 月には大橋営業所、14 年 9 月には荏原営業所に異動となった。X 6 の組合加入は、12 年 11 月 17 日である。

X 6 は、組合加入前の 4 年間は増務を希望していなかったが、組合加入後、長女の高校受験、次女の中学進学が重なって経済的な理由から、13 年 1 月、増務を行う旨を大橋営業所事務員に申し出た。Y 2 所長らは、従前は増務を行う理由を聞くことがなかったにもかかわらず、X 6 に対してその理由を尋ねるなどした。

16 年 11 月 16 日、X 6 が当時の Y 4 所長に増務の割当てを申し入れたところ、同所長は、「俺の力でなんとかできるものなら何とかしてやりたけれど、こればかりはなあ・・・。」と述べた。その後も X 6 の増務は、少ない状況が続いている。

X 6 は、前件事件で救済され、本件では引き続き 17 年 3 月からの救済を求めている。X 6 の差別の存在を主張する以前の増務実績についての疎明はないが、その後の増務実績は別表 2 のとおりである。なお、再審査命令では、自己の都合の良い日のみを指定して増務を申し出ていたことなどの理由により、同人に対する差別の成立を否定し、救済を認めなかった。

【甲 54 の 1 ~ 77、甲 109、当委員会に顕著な事実】

(6) 申立人 X 7 について

X 7 は、3 年 4 月 16 日に東急電鉄に入社して荏原営業所に乗務員として配属され、現在も同営業所に所属している。X 7 の組合加入は、17 年 3 月 6 日である。

入社の際、X 7 は、会社から月に平均で 40 時間から 50 時間の増務がある旨の説明を受け、組合加入の前後を問わず増務を希望し続けていた。X 7 は、バス労組加入時には会社から電話などで増務の依頼を受け、毎月、一定の増務を行っていたが、組合加入後はこのような増務の依頼もなくなり、月間勤務予定表に割当てのあった公出も、交番表からは落ちるなどして実際には乗務することがなくなった。勤務の割振りを行う業務副主任（業務係）に増務の割当てについて尋ねると、同副主任は、「私の一存では付けられません。大きな圧力が掛かっていますので。」と述べた。ちなみに、X 7 が差別の存在を主張する以前の 14 年 4 月から 17 年 3 月までの 3 年間の公出は、計 47 日（月平均で 6.1 時間）であったが、差別の存在を主張する 17 年 4 月から 19 年 4 月の 2 年 1 か月間ではゼロとなった。

X 7 が組合加入後の差別の存在を主張する前後の増務実績は、別表 2 のとおりであり、17 年 4 月からの救済を求めている。

X 7 は、17 年 3 月にバス労組を脱退して組合に加入すると、統括助役から「東京労組（組合）に行ったからには、こちらもやることはやるからね。」と言われたため、「東京労組（組合）に対する嫌がらせは覚悟していますよ。お互いの立場で成す事は成すで当然でしょ。」と述べた。

17 年 5 月 8 日、X 7 は、荏原営業所のバス停を 5 分早発する運行事故

を起こし、譴責処分を受けた。この事故以前に、バス労組の乗務員が出庫方向を間違える運行事故を起こしたが、同乗務員は、何ら処分を受けなかった。また、X 7 は、18 年 3 月 9 日に同様の事故を起こした際、助役に「この前やってしまった時は譴責だったからまた処分でしょうか。」と尋ねると、同助役は、「まだわからない。X 7 さんがバス労組にいれば何でもないと思うけど。」と述べた。X 7 は、「それは違うでしょ。おかしいことはおかしいと言える組合に行っただけ。」と述べると、助役は、「サラリーマンなんだから家族もいることだし。」と述べた。

【甲 57 の 1 ~ 61、甲 94、審 1 p 32 ~ 34、36、40、45、審 2 p 46 ~ 47、72】

(7) 申立人 X 8 について

X 8 は、2 年 6 月 16 日に東急電鉄に入社して大橋営業所に乗務員として配属され、14 年 9 月 16 日に荏原営業所に異動となった。X 8 の組合加入は、15 年 3 月 1 日であり、同年 10 月 4 日からは分会の書記長を務めている。

X 8 は、荏原営業所への異動直後は、路線を知るために慣れている乗務員に同乗してもらう路線教習中ということもあり、本務のみ（刷込ダイヤや公出などの増務を希望していなかった。）の乗務とすることを申し出ていたが、路線教習終了後に増務の割当てを申し出た。

X 8 は、組合加入前には月間勤務予定表に割当てのあった公出が組合加入後には割当てがなくなったため、その理由を Y 3 所長に尋ねると、月間勤務予定表には公出が付いた。しかし、交番表では外されたため実際に公出として乗務することはなかった。この理由について、Y 3 所長は、「公出は（会社が）お願いすることであって、前日とかの絡みで頼んでいるのです。」「公出、残業は所長の権限の業務命令です。」と述べた。X 8 が、改めて月間勤務予定表に公出が記されながら、交番表から外された理由を尋ねると、Y 3 所長は、「公出ラインがあっても公出ラインのない人に頼む場合もあります。」「所長の権限です。」「（X 8 には）命令しません。」と述べた。

X 8 は、その後も公出が割り当てられないなどの増務の減少が続いたため、17 年 2 月、Y 3 所長から代わった Y 4 所長にその理由を尋ねると、

Y 4 所長は、「そんなに残業がしたいのか。嫌になるほど付けてやるよ。」  
「俺は差別が嫌いだ。本社の（増務を）付けられるように言っているの  
だがな。」と述べたものの、その後も状況は変わらなかった。ちなみに、  
組合加入後、X 8 は、月間勤務予定表には 37 回の公出の割当てがあった  
が、交番表の段階ではすべて外され、実際に公出の乗務を行うことはな  
かった。

X 8 が組合加入後に差別の存在を主張する前後の増務実績は、別表 2  
のとおりであり、15 年 4 月からの救済を求めている。

【甲 73 の 1 ~ 65、甲 84、甲 93、審 2 p 26 ~ 30、72】

(8) 申立人 X 9 について

X 9 は、2 年 6 月 16 日に東急電鉄に入社して荏原営業所に乗務員とし  
て配属され、現在も同営業所に所属している。X 9 の組合加入は、17 年  
2 月 15 日である。

X 9 は、組合加入前は増務を希望していなかったが、組合加入後は、  
増務を希望するようになった。

X 9 が組合加入後に差別の存在を主張する前後の増務実績は、別表 2  
のとおりであり、17 年 7 月からの救済を求めている。

組合加入後、X 9 は、体調不良により勤務当日に欠勤した際、従来ど  
おりに病院で診療を受けた際の領収書や薬袋などの決められた提出物を  
会社に提出したところ、これまでにはなかった指導カードの提出を求め  
られた。X 9 は、このことについて、「何故、急にこのようになったので  
すか。説明してくれませんか。」と尋ねると、所長らは、「捺印拒否です  
ね。」と述べた。

【甲 56 の 1 ~ 43、甲 106】

(9) 申立人 X 10 について

X 10 は、3 年 11 月 15 日に入社して荏原営業所に乗務員として配属さ  
れ、19 年 4 月に新羽営業所に異動となった。X 10 の組合加入は、17 年  
2 月 15 日である。

X 10 は、15 年 6 月に次女が誕生したことを契機に Y 8 業務主任に増務  
を申し出ており、組合加入後も引き続き増務の割当てを申し出ると、Y

8 業務主任は、「冗談は止めてくださいよ。」と述べ、バス労組組合員当時は月間勤務予定表に割り当てられていた公出も、組合加入後は付かなくなかった。

X 10が組合加入後に差別の存在を主張する以前の増務実績についてはほとんど疎明がないものの、その後の増務実績は別表 2 のとおりであり、17年 3 月からの救済を求めている。

【甲 58 の 1 ~ 22、甲 111】

(10) 申立人 X 11 について

X 11は、5 年 1 月16日に入社して荏原営業所に乗務員として配属され、現在も同営業所に所属している。X 11の組合加入は、17年 2 月15日である。

X 11 は、従来、積極的には増務を希望しておらず、実績もほとんどなかったが、前件事件申立て後に増務を希望するようになった。

X 11 が組合加入後に差別の存在を主張する前後の増務実績は、別表 2 のとおりであり、17 年 7 月からの救済を求めている。

乗務員は、基本的には自宅から通勤に便利な営業所に配属され、また、本人の同意なしに異動となることはなかった。しかし、19 年 4 月、会社は、通勤に便利な荏原営業所に配属されて 10 年以上経っていた X 11 に対し、事前に同人の意向を確認することもなく、新羽営業所への異動の内示を行った。新羽営業所に異動となると、始業の早い時には前泊するか車での通勤となるため、X 11 はこれに異議を申し出た。結局、会社と組合との交渉により、X 11 に対する内示は撤回された。

【甲 74 の 1 ~ 32、甲 112】

(11) 申立人 X 12 について

X 12は、5 年 1 月16日に入社して大橋営業所に乗務員として配属され、14年 7 月に荏原営業所へ異動となった。X 12の組合加入は、13年 5 月22日である。

入社後、X 12 は、増務を希望していなかったが、前件事件申立て後に増務を希望するようになった。

X 12が組合加入後に差別の存在を主張する以前の増務実績については

疎明がないものの、その後の増務実績は別表2のとおりであり、17年7月からの救済を求めている。

17年11月10日、X12は、体調不良によって勤務当日に欠勤した際、Y9副所長からX9同様に指導カードの提出を求められた。X12は、「入社してから今までそのようなことを言われたことはないのですが、いつからそのようになったんですか。」と尋ねると、Y9副所長は、「数年前からやっています。今まで提出するよう言われなかったのは所長が忘れていたんでしょう。」「拒否なら拒否で構いませんよ。処分の対象になりますからね。」と述べた。

【甲75の1～23、甲110】

(12) 申立人X13について

X13は、2年11月16日に東急電鉄に入社して荏原営業所に乗務員として配属され、現在も同営業所に所属している。X13の組合加入は、18年1月15日である。

X13は、バス労組加入時は月間勤務予定表に公出が付いていたが、組合加入後はそれが付かなくなった。

X13が組合加入後に差別の存在を主張する前後の増務実績は、別表2のとおりであり、18年2月からの救済を求めている。

【甲59の1～30、甲108】

(13) 申立人X14について

X14は、昭和61年2月17日に東急電鉄に入社して弦巻営業所に乗務員として配属され、平成11年11月に大橋営業所の誘導員、12年3月には東山田営業所の誘導員、15年11月には東山田営業所で乗務員に復職した。X14は、分会結成当初からの組合員であり、当時、分会長を務めていた。

誘導員は、乗務員と同様、1日当たりの所定労働時間が決まっており、それを超えて勤務した場合には増務となった。会社は、誘導員に勤務時間を割り当てる際に、乗務員における刷込残業と同様、増務をあらかじめ割り当てることがあった。

X14の組合加入前後の増務実績については、別表2のとおり、疎明が

ない。

【甲 67、甲 69、甲 71、甲 107】

## 6 組合員による増務調査等

### (1) 荏原営業所における増務調査

荏原営業所に所属する組合員 11 名は、17 年 11 月 16 日から 18 年 2 月 15 日までの 3 か月間、同営業所に置かれている当日の交番表を日々書き写すことによって、同営業所における増務時間の調査を行った（以下「組合調査」という。）。

当日の交番表には、その日乗務する乗務員の全ダイヤが記されており、交通事情によって生ずる入庫遅れなどを除いた増務（刷込残業、公出、代務など）が把握できた。その調査結果は、下記 ないし のとおりである。

【甲 93、甲 94、審 1 p 24～26、審 2 p 16～18】

17 年 11 月 16 日から同年 12 月 15 日（17 年 12 月分）の増務時間

公出総時間数は 597 時間 54 分、公出以外の総時間数は 867 時間 2 分、総増務時間数は 1464 時間 56 分であった。在籍人数は 116 名であるが、荏原営業所で同期間に差別の存在を主張する X 2 から 9 名の増務時間（57.5 時間）を除いた乗務員 1 人当たりの平均増務時間数を算出すると、約 13 時間 9 分となる。

【甲 43、甲 93、乙 5】

17 年 12 月 16 日から 18 年 1 月 15 日（18 年 1 月分）の増務時間

公出総時間数は 597 時間 52 分、公出以外の総時間数は 833 時間 31 分、総増務時間数は 1431 時間 23 分であった。在籍人数は 116 名であるが、荏原営業所で同期間に差別の存在を主張し、かつ、増務実績のある X 2 から 8 名の増務時間（54.3 時間）を除いた乗務員 1 人当たりの平均増務時間数を算出すると、約 12 時間 45 分となる。

【甲 44、甲 93、乙 5】

18 年 1 月 16 日から 18 年 2 月 15 日（18 年 2 月分）の増務時間

公出総時間数は 572 時間 20 分、公出以外の総時間数は 1057 時間 55 分、総増務時間数は 1630 時間 15 分であった。在籍人数は 116 名であるが、荏原営業所で同期間に差別の存在を主張し、かつ、増務実績のある

X 2 ら 8 名の増務時間 ( 63.6 時間 ) を除いた乗務員 1 人当たりの平均増務時間数を算出すると、約 14 時間 30 分となる。

【甲 45、甲 93、乙 5】

17 年 11 月 16 日から 18 年 2 月 15 日までの月平均増務時間

上記 ないし のとおり、17 年 11 月 16 日から 3 か月間において、荏原営業所で差別の存在を主張し、かつ、増務実績のある申立人らを除いた乗務員(在籍者)1 人当たりの月平均増務時間数を算出すると、約 13.5 時間 ( 13 時間 28 分 ) となる。

なお、組合は、1 人当たりの公出の増務時間の平均と公出以外の増務時間の平均を足す方法によって、増務を希望する 1 人当たりの平均増務時間数を算定している。これによると、月平均増務時間は、21.6 時間となるが、実際には、公出を行った乗務員と公出以外の増務を行った乗務員の人数には差があり、乗務員全員に双方の増務が割り当てられていたわけではなく、また、それぞれの増務希望者数も明らかではない。

【甲 43、甲 44、甲 45、甲 93、甲 108】

組合調査後の状況

18 年 2 月 21 日、組合は、前件事件の再審査において、乗務員の実名入りの上記 及び の組合調査資料の一部を証拠として提出した。これに対し、会社は、乗務員の個人情報同意なく第三者に漏洩した行為であって懲戒処分事由に該当するとして、X 2 分会長及び X 8 書記長に対し、このことについて弁明するよう文書で通知した。しかし、中労委では、上記証拠について、組合員を含めた乗務員の個人名を伏せて提出することで双方が合意し、会社が組合員を処分することはなかった。

【甲 93】

## (2) 会社集計による増務時間

17 年 12 月分から 18 年 2 月分までの間、申立人 13 名が在籍していた各営業所における増務時間数は、会社の集計によれば、下記のとおりである (以下「会社調査」という。)

表 1 会社集計による増務時間 (単位：人)

営業所	年月	在籍人員	10 時間 未満	10～20 時間	20～30 時間	30 時間 以上
荏原	17 年 12 月分	116	32	29	21(18%)	34(29%)
	18 年 1 月分	116	37	30	20(17%)	29(25%)
	2 月分	116	35	20	22(18%)	39(33%)
虹が丘	17 年 12 月分	154	15	18	25(16%)	96(62%)
	18 年 1 月分	154	16	18	35(22%)	85(55%)
	2 月分	155	10	28	18(11%)	99(63%)
東山田	17 年 12 月分	139	27	46	33(23%)	33(23%)
	18 年 1 月分	139	28	40	34(24%)	37(26%)
	2 月分	139	27	42	28(20%)	42(30%)

注：カッコ内は各月の在籍人員に占める割合である。

【乙 5】

(3) 従業員別増務リスト

会社が荏原営業所に所属する乗務員、誘導員等の 10 年 10 月から 13 年 10 月までの間の 16 か月分についての増務状況を記した「従業員別増務リスト」によると、乗務員 1 人当たりの月平均増務時間は、いずれも 30 時間を超えていた。

【甲 48 の 1～16】

7 前件事件の初審命令後の状況

(1) 本件申立てまでの増務問題と会社の対応

前件事件において、平成 17 年 6 月 9 日に当委員会が、増務の割当てに当たっては組合員に対して他の乗務員と差別しないことなどを命ずる一部救済命令を発したところ、6 月 21 日、組合は、会社に対し、文書で申立人 12 名（X13 を除く）に増務を割り当てることを要求し、これを議題とした団体交渉の開催を申し入れた。これに対し、会社は、増務は必要に応じて命ずるものであって、組合員であるか否かで差別は行っておらず、前件事件の確定を待って対応するとして団体交渉に応じなかった。

【甲 113、甲 114】

11月25日、組合は、会社に対し、文書で増務について6月21日付文書と同趣旨の要求を行い、これに関する団体交渉の申入れを行うと、会社は、文書で増務は本人の希望で実現するものではなく、本件については前件事件の最終確定を待って対応する旨の回答を行い、団体交渉に応じなかった。

【甲115、甲116】

12月28日、組合は、前件事件（審査対象期間は17年2月28日まで）後も会社が増務の割当てにおいて、その後も組合員に対し、不利益な取扱いを続けていることなどを理由として本件不当労働行為救済申立てを行った。

【当委員会に顕著な事実】

18年2月23日、組合は、改めてX13を含めた増務を希望している申立人13名に対して、増務を割り当てるよう申し入れたが、会社は、何ら回答しなかった。

【甲93、甲103】

19年9月5日、X13は、当委員会に対し、同人が組合加入後、申立人12名と同様に増務の割当てにおいて差別を受けているとして当事者追加の申立てを行うと同時に、請求する救済内容の追加申立てを行った。10月16日、当委員会は、本件申立人にX13を追加することを決定し、20年1月22日、本件は結審した。

【甲当事者追加申立書、当委員会に顕著な事実】

## (2) 関連する民事訴訟

14年10月1日、組合及び組合員（11名）は、会社を被告として、会社がバス労組を脱退した後も同労組の組合費をチェックオフして、同労組に引き渡した分の賃金請求、会社が組合員に対して行った停職処分により減額された分の賃金請求及び会社が組合員に対して増務を割り当てない不当労働行為を原因とする不法行為に基づく損害賠償等を求めた訴訟（平成14年（ワ）第21282号）を東京地方裁判所に提起した。18年6月14日、東京地方裁判所は、増務問題等に関し、「被告（会社）の原告組合ないし原告組合員に対する対応の中には、被告社内における原告

組合の活動を敵視し組合弱体化を意図したものと認められるものがあり、これらは労働組合法に違反する不当労働行為であり、原告組合に対する不法行為とすることができる。」として、会社に対し、組合が受けた無形損害に対する賠償金 50 万円の支払いを命ずる判決を言い渡した。

【乙 2】

上記判決を不服とした会社及び組合（組合員を含む。）は、東京高等裁判所にそれぞれ控訴（18 年（ネ）第 3565 号）したが、同裁判所は、19 年 2 月 15 日、いずれの控訴も棄却し、会社及び組合は、ともに上告をしなかったため、判決は確定した。

【乙 13】

## 8 乗務員の表彰

### (1) 優良サービス・クルー表彰

会社には、「勤続 15 年、25 年及び 35 年に達した者」及び「勤務成績の優良者」を表彰する褒賞制度がある（就業規則第 120 条）。実際には、上記年数のほか、勤続 3 年、5 年、10 年、20 年及び 30 年の者も含め、原則として各年数無事故勤務であった場合、成績優良者として表彰の対象とされていた。

14 年 7 月、会社は、バス労組に対し、文書で褒賞制度について、同年 11 月より表彰金を増額するとともに、名称を「優良サービス・クルー表彰」とし、選考に当たっては人事考課を加味する運用へと変更する旨の通知を行った。この変更により、5 段階評価で行われる人事考課で、最低ランクの者は一定期間無事故であっても表彰の対象外とされることとなった。この人事考課は、全乗務員に開示されており、また、この制度変更について、会社は、組合に対しても団体交渉で説明を行っていた。

【甲 93、乙 10、乙 12、審 1 p 29、審 2 p 32～36、審 3 p 23～24、53、 求釈明回答乙】

### (2) X 8 について

X 8 は、2 年の入社以降、18 年 12 月まで 1 度も事故を起こしたことはなく、5 年 11 月 1 日に 3 年間、7 年 11 月 1 日に 5 年間、12 年 11 月 1 日には 10 年間の無事故表彰を受けたほか、8 年 4 月 30 日には、警視庁渋谷警察署長から優良運転者感謝状を、また、9 年 2 月 26 日には、乗

客への善行により、会社から奨励賞を受けていた。

【甲 93】

17年度優良サービス・クルー表彰において、X 8は、15年間無事故であったにもかかわらず表彰されなかったとして、荏原営業所の事故防止担当助役にその理由を尋ねると、同助役は、「営業所からは調べて推薦したけど、あとは分からない。」と述べた。その後、X 8は、Y 4所長及びY 9副所長に対して同様に理由を尋ねると、Y 4所長らは、「今は無事故で表彰されるものではなく、事故がなくても外される人はいる。」「昔と違い優良サービス・クルーで乗務添乗の評価などもある。」と述べた。

17年度の優良サービス・クルー表彰から外れたことについて、X 8は、17年12月27日の団体交渉でY 10次長に尋ねると、Y 10次長は、これまでの無事故表彰制度であれば対象となっていたが、制度変更に伴って事故の有無のみならず1年以内の懲戒処分歴などを含めた人事考課によって決まる旨を述べた。なお、X 8の17年度の優良サービス・クルー表彰の対象となる人事考課は最低ランクであった。

【甲 93、乙 12、審 1 p 29～30、審 2 p 34、44、審 3 p 24、51～53】

(3) X 9について

X 9は、入社以来、事故を起こしたことはなく、3年間、5年間及び10年間の無事故表彰を受けた。X 8と同様、17年度優良サービス・クルー表彰において、X 9は、15年間無事故であったにもかかわらず表彰されなかったとしてその理由を尋ねると、所長は、「無事故だけではなく、日ごろの成績評価も含むので、必ずしも事故を起こしてないだけではない。」と述べた。

なお、X 9の17年度の優良サービス・クルー表彰の対象となる人事考課については、疎明がない。

【甲 106】

(4) 制度変更後の表彰状況について

17年度の優良サービス・クルー表彰では、無事故であっても、人事考課等で表彰されない乗務員が250名中34名存在した一方、組合員では1名が表彰を受けていた。そのほか、組合員では、16年度にはX 5、15年度には

X 6 を含めて 2 名が表彰を受けていた。

【乙 12 ( p 14 ) 審 2 p 34、 求 釈 明 回 答 乙】

### 第 3 判 断

#### 1 手続的理由による却下ないし棄却を求める被申立人会社の主張について

##### (1) 被申立人会社の主張

###### 二重申立てについて

会社及び組合は、前件事件における命令の主文第 1 項「被申立人東急バス株式会社は、バス乗務員に対し残業扱いとなる乗務を割り当てるに当たって、申立人全労協全国一般東京労働組合の組合員に対して、他の乗務員と差別して取り扱ってはならない。」を不服として再審査申立てを行った。これがどのように最終確定するにせよ、組合らが主張する所属組合員の増務差別なるものは、前件事件の命令において救済の対象となっているものであって、請求する救済内容(1)の本件申立ては、それと同一の救済を求めるものであるから、二重申立てとして却下、ないしは棄却されるべきである。

###### 申立期間の徒過について

X 8 及び X 13 の申立ては、差別があったとする日から 1 年以上が経過しており、除斥期間の対象となることは明らかであり、却下されるべきである。

##### (2) 当委員会の判断

###### 二重申立てについて

前件事件における命令の主文第 1 項は、将来にわたる禁止を命じているものであり、その点では「会社は、組合員に対し、乗務を割り当てるに当たって、他の従業員に比して不利益な取扱いをしないこと。」とする本件請求する救済の内容(1)とは外形的に重複しているようにもみえる。しかしながら、本件は、前件事件の申立人らがこれとは別に、17 年 3 月以降の増務の割当てについて救済を求めているのであり、加えて、前件事件の申立て後に組合に加入した組合員が増務を希望しているにもかかわらず、増務が割り当てられない状況が続いていることを理由に

救済を求めたものである。したがって、前件事件とは審査の対象者及び期間、すなわち審査対象事実を異にするのであるから、重複した申立てということにはならず、会社の主張は失当である。

#### 申立期間の徒過について

X 8 は、15 年 3 月 1 日付けで組合に加入し、翌 4 月から増務が割り当てられないとして救済を求めているが、同人の救済申立ては 17 年 12 月 28 日であるから、これより 1 年前以前の申立期間を徒過した部分は却下せざるを得ない。

同様に、X 13 は、18 年 1 月 15 日付けで組合に加入し、翌 2 月から増務が割り当てられないとして救済を求めているが、同人の救済申立ては 19 年 9 月 5 日であるから、これより 1 年前以前の申立期間を徒過した部分は却下せざるを得ない。

## 2 増務の割当てについて

### (1) 申立人組合らの主張

会社においては、希望しない一部の乗務員を除き、乗務員各自が相当な時間の増務を行っており、増務が乗務員の賃金の一部として重要なものとなっている。入社時には、増務時間とこれに対する賃金に関する説明が行われるなど、増務は、生計のために欠かせないものとなっているのである。会社が、増務を希望するバス労組員には増務の割当てを行う一方、増務を希望している組合員に対して割当てを行わないのは、組合員の家計に打撃を与えること、すなわち経済的損失を企図してなされた会社による不利益取扱いであると同時に、バス労組員から組合への加入を牽制するための見せしめであって、組合の組織拡大を阻止し、弱体化を狙った支配介入にも当たる。

### (2) 被申立人会社の主張

組合によると、本件申立ては、前件事件結審日（17 年 2 月 28 日）後の 17 年 3 月 1 日以降の救済を求めたものであるというが、他方、X 8 に至っては増務差別が始まったのは 15 年 4 月である旨主張している。すなわち、前件で申立てが可能であったにもかかわらず、今回、初めて申立てをしているのであるから、このこと自体が差別がなかったことを裏付

けている。

そもそも、乗務員が希望すれば増務が命じられるなどという制度をとっているバス会社などはない。これはバス会社以外の企業でも同様で、増務はあくまでも業務の必要性に応じて会社が命ずるものであり、本人の希望を受け入れて行うものではない。また、営業所によって、ダイヤ本数や乗務員数も異なるのであるから、ある営業所の増務時間を調べて比較しても意味がない。

月間勤務予定表は、あくまでも予定であって、そのとおり公出を命ずる場合もあれば、その必要がなくなって不要となる場合もあるなど、実際の勤務を表した交番表とは異なるものである。

13年9月に完全週休二日制及び1か月単位の変形労働時間制の導入により、労働時間制度が変わっているのであるから、そもそも本件で差別の有無を議論すること自体無意味である。

仮に、増務差別によって組合に救済利益が存在したとしても、会社は、民事訴訟で確定した増務差別等に係る損害賠償金50万円を組合に支払っている。したがって、組合の損害はすべて回復しており、組合の救済利益は消滅しているのであるから、組合の請求には理由がない。

### (3) 当委員会の判断

会社の増務の状況について

ア 各営業所では、本務と増務の区分けがあり、乗務員が増務を行わなければ全ダイヤを運行することができず、必然的に生ずる増務を乗務員に割り当てることによって全ダイヤを運行している状況であること、及び営業所ごとの全体的な増務時間には大きな差が生ずることのないよう調整していたことについては、前件事件から本件に至るまで変わらないことが認められる（第2.4(1)、(2)、(3)）

イ 荏原営業所における17年12月分から18年2月分までの間の組合調査結果は、第2.6(1)ないしのとおりであるが、荏原営業所で同期間に差別の存在を主張し、かつ、増務実績のあるX2ら9名を除いた月平均増務時間は、乗務員1人当たり約13時間28分（13.5時間）となる。

ただし、別表2記載の組合員の増務時間は、全ての増務を含んでいるものである一方、組合調査には、在庫遅れによる増務が含まれていないのであるから（第2.6(1)）、実際にはこれらの増務が加算されることとなり、したがって、差別の存在を主張する申立人らを除いて算定した乗務員1人当たりの月平均増務時間は、第2.6(1) 認定の時間である13.5時間を上回ることとなる。

ウ 会社調査によれば、上記イの期間に申立人が在籍していた営業所で月30時間以上の増務を行っている乗務員は、各営業所で2割から6割おり、その割合は決して小さくはなく、19名中11名と組合員が最も多く在籍している荏原営業所においても、3割前後の乗務員が月30時間以上の増務を行っている（第2.6(2)）。しかしながら、別表2のように、差別の存在を主張する月から19年6月までの間でみても、申立人らで各月に30時間以上の増務を行った組合員は1人もいない。

また、20時間以上の増務を行っている乗務員は、4割から8割近くに達している（第2.6(2)）ことが認められる一方、差別の存在を主張する月から19年6月までの間で20時間以上の増務を行っていたのはX3及びX5の2名のみで延べ4月分である。しかも、本件審査対象期間においては、20時間を超える者は存在せず、申立人らの月平均増務時間では、10時間にも達していない。

エ そうすると、本件審査対象期間において、前記イの組合調査及び上記ウの会社調査を考慮すれば、申立人らと他の乗務員の間には、増務時間に相当程度の格差があり、申立人らには刷込残業、代務及び公出等の増務の割当てが少ないことが認められる。

そして、会社が、営業所間で増務時間にばらつきが生じないように欠員を補充するなどして調整していた（第2.4(3)）ことからすれば、申立人らに増務の割当てが少ないことについては、荏原営業所に所属する申立人らにとどまらず、東山田営業所に所属するX3及び虹が丘営業所に所属するX5についても、同様の状況と推認することができる。

オ 従業員別増務リストは、10年10月から13年10月までの間の16か

月分(第2.6(3))であるため、本件審査対象期間とは異なるものの、増務時間は営業所によってばらつきが生じないように調整されていた(同4(3))のであるから、当時の各営業所の実績を反映したものとみることができる。

従業員別増務リストによれば、乗務員は、いずれの月においても月平均30時間以上の増務があったことが認められ(第2.6(3))、本件審査対象期間と短絡的な比較はできないとしても、会社には相当程度の増務が存在していることが窺えるのであるから、本件申立人らと他の乗務員との間の増務時間には明らかな格差が認められる。

申立人ら個々の増務の状況について

ア 「差別」前(申立人が主張する差別開始の時点を基準にしたその前の期間を指す。以下、同様の意味で「差別」前、「差別」後などという。)の月平均増務時間が組合調査に基づく月平均増務時間である13.5時間を超えていたX2、X3、X4、X5及びX7について

a X2、X3、X4及びX5について

別表2のように、前件事件から引き続いて救済を求めている6名のうち、X2、X3、X4及びX5の4名の「差別」前後の月平均増務時間をみると、「差別」前は15.7時間から26.3時間といずれも組合調査に基づく月平均増務時間である13.5時間(第2.6(1))を上回っていたが、「差別」後は6.0時間から9.5時間といずれもそれを下回り、個々の減少幅もおおよそ「差別」前の半分以下で、X5に至っては26.3時間から6.0時間と4分の1以下に減少している。

また、前件と本件審査対象期間で比較してみると、前件の審査対象期間において6.4時間から10.7時間であったところ、本件の審査対象期間では5.3時間から7.7時間へと、4名とも増務時間はさらに減少しているのであるから、X2ら4名と他の乗務員との間の増務時間には、有意の格差が認められる上、前件事件から引き続いて本件においても増務の割当てが少ない状況が続いているものとみることができる。

X2、X3及びX4は、従前から増務を希望していて増務の割当

てを受けていたが、組合加入後のおおよそ3か月から7か月後、すなわち、13年3月ないし同年5月頃から増務が減少し始めた(第2.5(1)、(2)、(3))。一方、X5は、12年11月、瀬田営業所への異動直後の不慣れな時期は刷込残業のみを申し出るなど、条件を付して増務を希望していたものの、3か月後には代務も行うことを申し出ていた。しかし、X5の組合加入後の増務は、一部、疎明のない時期があるものの、13年10月からは明らかに減少している(第2.5(4)、別表2)。

X2らに対する増務の減少理由として、大橋営業所のY2所長は、X2に対しては当初、組合とは信頼関係がないことを挙げ、その後、異動で営業所が異なっても、所長が交代しても、所長らは、本社からの指示で増務はさせられない旨(第2.5(1))を、X4に対しては、バス労組ではないから増務を外した旨(同(3))を、X3に対しては、「X3君たちの組合は、今、そのこと(増務問題)は本社と団交でやっているんだから、そっちでやってくれ。」(同(2))とそれぞれ述べ、増務を割り当てないことについて、所長らは、組合と会社との関係や本社の指示、又はバス労組ではないなどと会社の意思によるものであることを表明している。X5に対しては、同人が増務を希望しているにもかかわらず、Y7所長が、「X5さんがやらないと思って外したんじゃないか。」(同(4))と述べ、意図的にX5の意思を無視している様子が窺える。

#### b X7について

X7は、本件において初めて救済を求めた組合員で、入社時には月平均40時間から50時間の増務がある旨の説明を受けており、当初から増務を希望し、電話などで増務の依頼を受けるなどしながら、毎月、一定の増務の割当てを受けて増務を行っていたが、組合加入後はそうした増務の依頼もなくなっている(第2.5(6))。X7の「差別」前後の月平均増務時間をみると、「差別」前は27.3時間であり、組合調査に基づく13.5時間の2倍以上となっていたが、「差別」後は7.6時間と4分の1弱に減少しており、本件審査対象期間

でも7.6時間であることから、X7と他の乗務員との間における増務時間には、有意の格差が認められる。

一方、公出についてしてみると、X7は、「差別」前の14年4月から17年3月までの3年間には計47日(月平均で6.1時間)あったが、同人の「差別」後の17年4月から19年4月の2年1か月の間ではゼロとなっている(第2.5(6))が、時分の変更後の各営業所においては、刷込残業が減少して公出が増えている状況(第2.4(2))からすれば、公出の割当てのないことが増務が減少する大きな要因となっていることがみてとれる。

そして、X7が、増務が減少した理由を尋ねた荏原営業所の業務副主任は、「大きな圧力が掛かっていますので。」(第2.5(6))と述べるにとどまり、他に何ら合理的な理由の説明もないのであって、こうした発言は、前記X2らに対してと同様、会社の意思によることの表れとみることができる。

イ 「差別」前の月平均増務時間が組合調査に基づく月平均増務時間である13.5時間を超えていないX6、X8、X9、X10、X11、X12及びX13について

a X6について

X6も前件事件から引き続いて救済を求めている組合員で、組合加入前は増務を希望していなかったこともあり、「差別」前の同人の増務時間については疎明がない(第2.5(5))。しかしながら、X6は、組合加入後の翌月、すなわち13年1月から増務を希望するようになった(第2.5(5))ものの、同年2月から19年6月までの月平均増務時間は4.8時間、前件審査対象期間は5.1時間であり、本件審査対象期間は4.3時間とさらに減少傾向にあることは、前件事件から救済を求めているX2らと同様である。組合調査に基づく13.5時間と比較すれば、X6の増務時間は、その半分以下の時間数で、低位で推移しているのであるから、同人と他の乗務員との間における増務時間にも、有意の格差が認められる。また、X6は、前件事件から引き続いて本件においても救済を求め、しかも、13年1月以降、

増務を希望しているにもかかわらず、会社は、本件審査期間中においても、増務の割当てにおいてはその方針を変えていないものとみることができる。

X 6 は、これまで増務を希望するに際し、理由などを聞かれたことがなかったにもかかわらず、その理由を尋ねられたり、増務の申出を行うと所長が、「俺の力で何とかできるものなら何とかしてやりたいけど、こればかりはなあ・・・。」(第2.5(5))と返答するのみで、X 6 の増務時間が低位で推移している具体的ないし合理的な理由を述べてはおらず、これらは、X 2 ら及びX 7 と同様、会社の意思を窺わせるものとみることができる。

b X 8 について

X 8 は、組合加入前の荏原営業所では、異動直後の路線教習中の一時期は増務を希望していなかったものの、その終了後には増務を希望するようになったが(第2.5(7))、「差別」前後の月平均増務時間をみると9.6時間から5.4時間に減少し、本件審査対象期間では5.7時間となっている。X 8 の月平均増務時間は、「差別」前後においても13.5時間以下で、もともと大きくはなかったものの、本件審査対象期間においては5.7時間となり、約4割減少しているのであるから、同人と他の乗務員との間の増務時間には有意の格差が認められる。

一方、月間勤務予定表に公出が付くと例外的な場合を除いてほぼそのまま公出乗務となるところ(第2.4(2))、「差別」後は月間勤務予定表に37回の公出の割当てがあったにもかかわらず、交番表の段階ではすべて外されて実際に公出乗務を行うことはなかった(同5(7))。このことについては、X 7 と同様、合理的な理由の説明がないことに加えて、これが増務の減少の大きな要因となっていることがみてとれる。そして、増務を割り当てない理由について、Y 3 所長は、「(X 8 には)命令しません。」と述べ、また、後任のY 4 所長は、「俺は差別が嫌いだ。本会社に(増務を)付けられるように言っているのだがな。」(同(7))などと述べているが、所長により

対応は異なるものの、Y 4 所長が X 8 に増務を付けるよう本社に述べたものの増務が増加しない事情からは、増務の割当ては所長の一言で決定できるものではなく、会社の意思が強く反映しているものとみることができる。

c X 9、X 10、X 11、X 12 及び X 13 について

本件で初めて救済を求めた X 9、X 10、X 11、X 12 及び X 13 の中には、従前、増務を希望せず、前件事件の結審直前ないし前件事件の申立て後に増務を希望するようになった者(X 9、X 11 及び X 12)が存在し、同人らは、全員が組合加入後に増務を希望するようになった(第 2 . 4 (2)、5 (8)、(9)、(10)、(11))。一方、X 9 ら 5 名の「差別」前後ないし前件及び本件審査対象期間における月平均増務時間をみると、X 12 のように「差別」前の増務時間に疎明のない者が存在するものの、「差別」後、すなわち本件審査対象期間の増務時間は、5 名とも組合調査に基づく月平均増務時間である 13.5 時間を下回り、おおむねその 4 分の 1 から 2 分の 1 にとどまっている。「差別」前の増務実績のある X 9 及び X 13 においては、「差別」前後の増務時間を比較すれば、おおむね 2 分の 1 から 3 分の 1 となり、およそ 5 時間から 8 時間の減少となっていることから、X 9 らと他の乗務員との間の増務時間には格差が認められる。

組合加入後、X 10 が引き続き増務の割当てを申し出ると、Y 8 業務主任から「冗談は止めて下さいよ。」(第 2 . 5 (9))と言われたり、X 9 及び X 12 は、欠勤の際には従来、求められたことのない指導カードの提出を求められたり(同(8)、(11))、X 11 は、従来とは異なる手続によって異動の内示が行われた(同(10))ほか、X 13 においては、月間勤務予定表に付いていた公出が付かなくなっている(同(12))事実が認められる。

組合ないし組合員に対する会社の対応と差別意思について

会社における組合員への増務の割当てにおいては、X 14 を除き、別表 2 のとおり、組合員がバス労組を脱退して組合に加入すると、その数か月後ないし直後から増務が減少し、あるいは増務が少ない状態が続いて

いる。また、X7については、同人が加入していたバス労組を脱退して組合に加入すると、統括助役は、「東京労組（組合）に行ったからには、こちらもやることはやるからね。」と述べ、運行事故を起こした際のX7に対する処分については、助役が「X7さんがバス労組にいれば何でもないとと思うけど。」「サラリーマンなんだから家族もいることだし。」と述べており（第2.5(6)）、さらに、X9及びX12の欠勤に対する対応やX11に対する異動の経緯（第2.5(8)、(10)、(11)）が従来への取扱いとは異なるなど、会社は、組合員には厳しい対応をとっている事実が認められる。

これらの対応からは、会社が組合ないし組合員を疎ましい存在であると考えていたことが推認される。加えて、営業所長らが、増務を希望する組合員に対し、増務を割り当てない理由について、本社の指示であることやバス労組ではないこと、あるいは大きな圧力がかかっていること（第2.5(1)、(3)、(6)）などを示唆していることからすれば、会社には、組合員を差別する意思があったものと推認せざるを得ない。

#### 不当労働行為の成否について

ア 以上を総合すると、会社では、必然的に増務が生ずる状況にあり、かつ、営業所ごとの増務時間には大きな差が生ずることのないよう配慮していることが窺える中、会社が乗務員へ増務を割り当てるに当たって、増務を希望する乗務員に増務を割り当てて運行を確保し、X2から12名も増務を希望していたところ、「差別」前の実績のない2名及び増務実績の疎明がないため平均1.7時間と実績がないに等しい1名を除けば、組合加入後には増務時間が減少している。しかも、12名いずれもが「差別」後は組合調査に基づく月平均増務時間である13.5時間を下回り、本件審査対象期間においてはさらに増務時間が減少している者が多数存在しているのに対し、会社は、組合員の増務が少ないことについて、具体的かつ合理的な説明を行ったとは認め難い。

そして、組合調査に基づく月平均増務時間である13.5時間は、増務を希望しない乗務員を含み、入庫遅れによる増務実績を含まない時間数であること、また、増務を希望する乗務員平均とした場合には、こ

れを上回る時間数となることに加えて、入社時には月 40 時間から 50 時間の増務がある旨の説明を受けていた組合員も存在していた事実をも併せ考慮すれば、組合加入後の X 2 ら 12 名と他の乗務員との間の増務時間には有意の格差が存在し、本件審査対象期間においても同様の状況が続いているものとみることができる。

結局、上記 のとおり、会社には組合員を差別する意思が認められ、会社は、組合及び組合員の存在を嫌悪し、組合員に対してみせしめ的に経済的な不利益を与えることによって、バス労組から組合への加入を牽制ないし抑制を謀り、ひいては組合の弱体化を図る意図の下に、組合員であることを理由に、同人らが増務を希望しても意図的に増務を割り当てない方針を採り続けているものと判断することができる。

よって、X 2 ら 12 名に対し、増務を割り当てなかった会社の行為は、同人らに対する不利益取扱いに当たるとともに、組合に対する支配介入にも当たる。

イ これに関して、会社は、乗務員が増務を希望すれば増務を命ずるという制度はあり得ないと主張するが、増務を希望する X 7 がバス労組組合員当時は、会社から電話で増務を依頼されて増務を行っていたにもかかわらず、組合加入後には、同人が同じく増務を希望しても公出がなくなった事実（第 2 . 5 (6) ）一つとっても、会社の主張を直ちに信用することはできない。

また、会社は、13 年 9 月以降、労働時間制度が変わり、それ以前の増務との関係で差別の有無を議論することは無意味であるとも主張する。しかし、労働時間制度の変更、すなわち、時分の変更後においても、従前と同様に刷込残業及び代務については相変わらず存在し、新たな増務として公出や差引増務が加わったものの（第 2 . 4 (2) ）、別表 2 の増務時間もそれに対応した増務時間となっているほか、組合調査に基づく月平均増務時間や会社調査による増務時間も時分の変更後のものであり、同時期で比較しても X 2 ら 12 名と他の乗務員との間の増務時間には有意の格差が認められるのであるから、会社の主張は、採用することができない。

ウ さらに、会社は、民事訴訟で確定した増務差別等に係る損害賠償金を支払ったことにより組合の損害はすべて回復されているとして、組合の救済利益は消滅している旨を主張する。しかしながら、この損害賠償金の支払いは、組合らが訴えを提起する以前の損害等に関して、会社が行った諸々の不当労働行為によって組合が受けた無形損害に対する賠償として命じられたものであり、そもそも本件は、会社が引き続いて増務差別を行っているというその後の事案であって、審査の対象者や期間が異なるのであるから、組合員の救済利益が消滅しているとは到底考えられず、会社の主張は失当である。

エ なお、X14については、別表2のとおり、組合加入前後を通じて増務時間等の疎明が一切ないため、他の乗務員と比較して増務時間に格差があったのか否かを判断することができない上、同人の組合活動に対してこれを嫌悪するような会社の具体的な言動なども窺えない。したがって、X14に関する申立てについては、不当労働行為の成立を認めることができず、棄却せざるを得ない。

### 3 乗務員の表彰について

#### (1) 申立人組合の主張

X8及びX9は、組合に加入する以前は無事故表彰をされていたが、組合加入後は該当者でもあるにもかかわらず表彰されなかった。これは、増務差別同様、経済的損失を企図してなされた不利益取扱いに当たると同時に、バス労組から組合への加入を牽制するための見せしめであって、組合の組織拡大を阻止し、組合の弱体化を狙った支配介入にも当たる。

#### (2) 被申立人会社の主張

14年11月以降、その選定は、運用基準が変わり、人事考課も一要素に加わっているのであって、一定期間無事故だからといってこれまでのように表彰の対象となる制度ではなくなっている。また、17年度は、表彰された組合員もいるのであるから、組合所属による差別ではないことは明らかであり、したがって、不当労働行為には該当しない。

#### (3) 当委員会の判断

会社は、就業規則などに従って、一定期間、無事故勤務の乗務員に対し

て表彰を行っていたところ、14年11月にはその対象者を一定期間の無事故勤務であることに加えて人事考課を加味するようになり、5段階評価で最低ランクの評価となる乗務員を対象外とする運用へと変更し、このことを団体交渉で組合に説明し、また、営業所長らもX8及びX9に対し、個別に説明を行っていた事実(第2.8(1)、(2)、(3))が認められる。そして、17年度におけるX8の人事考課は最低ランクであり、X9は人事考課についての疎明がなされていないことが認められ、17年度には無事故であっても人事考課によって対象外となった乗務員が250名中34名存在し、他方、17年度に組合員1名が表彰され、15年度及び16年度においても表彰されている組合員が存在している事実(第2.8(2)、(3)、(4))が認められる。他に組合員であるが故に表彰に関して不利益に取り扱われたことを示す事情が認められないことからすれば、会社が、組合員を差別し、不利益に取扱い、又は組合の弱体化を狙ったものであるということとはできず、会社のX8及びX9に対する処遇を不当労働行為ということとはできない。

#### 4 救済方法について

##### (1) X2、X3、X4、X5及びX7の増務差別について

X2ら5名の「差別」前の月平均増務時間は、いずれも組合調査に基づく13.5時間を上回っていたにもかかわらず、「差別」後は月平均増務時間が減少すると同時にそれを下回っており、本件審査対象期間においては増務時間がさらに減少しているのであるから、会社は、組合員が増務を希望しても同人らには意図的に増務を割り当てない方針を採り続けていると認めることができる。X2ら5名に対する救済は、差別によって受け続けた不利益を是正するため、別表1に掲げる各月の金額の支払いを命ずるのが相当である。また、各支給日の翌日からこれらの支払日までの間、それぞれの支払額に対し、年5分の割合による金員の支払いを命ずるものとする。

よって、X2ら5名に対する救済としては、主文第1項及び第2項のとおり命ずることとする。

##### (2) X6、X8、X9及びX13の増務差別について

X6の「差別」前の月平均増務時間は、組合加入前は増務を希望していな

かったこともあり、増務時間の疎明がなく、また、前件事件の再審査では自己の都合の良い日のみを指定して増務を申し出ているなどの事情が存在する。しかしながら、本件審査ではそのような事情は窺えず、「差別」後もほとんど増務時間に変わりはなく、おおよそ6年以上、組合調査に基づく13.5時間を下回るなど、増務時間が低位で推移している。

X 8 は、組合加入後、月間勤務予定表に37回の公出の割当てがあったにもかかわらず、これがすべて外されているが、時分の変更後は刷込残業が減少して公出が増加し、公出の割当てのないことが増務が減少する大きな要因となっており、結局、X 6と同様、15年4月以降、増務時間が低位で推移している。

X 9 及びX 13 は、「差別」前の月平均増務時間は、組合調査に基づく月平均増務時間である13.5時間を上回ってはいないものの、「差別」前は12.6時間及び12.3時間とそれに近い増務時間となっており、「差別」前後で比較すればおおむね2分の1から3分の1となり、おおよそ5時間から8時間の減少となっていることに加えて、X 13については、組合加入後、X 8と同様に公出が付かなくなっていることが認められる。

したがって、会社は、X 6、X 8、X 9 及びX 13 が増務を希望しても意図的に増務を割り当てない方針を採り続けていたものと認めることができる。X 6、X 8、X 9 及びX 13 に対する救済は、上記のような事情を考慮して、前記(1)のX 2ら5名と同様の措置を講ずるのが相当である。

(3) X 10、X 11 及びX 12 の増務差別について

上記X 10ら3名の「差別」前後や本件審査対象期間における月平均増務時間をみると、いずれの期間においても組合調査に基づく月平均増務時間である13.5時間を下回っていることが認められる。しかしながら、X 12については、「差別」前の増務時間の疎明がなく、X 10及びX 11においてもほぼ同様の状況であり、X 10ら3名の「差別」後における増務の減少は、上記疎明の不備を斟酌したとしても、もともと組合調査に基づく月平均増務時間である13.5時間に達していない時間数からの減少であり、会社がX 10ら3名に対しても同様に意図的に増務を割り当てない方針を採り続けていることが認められるとしても、X 10ら3名に対しては、前記(1)及び(2)の

X 2ら 9名と同様に金銭的な救済まで行うことには疑問が残る。そこで、X 10ら 3名に対する救済は、主文第 1項にとどめるのが相当である。

(4) 増務差別の救済における支払額の算定根拠について

ア 本件申立てで増務差別によって受けた不利益の是正につき、金銭的な救済を行う X 2、X 3、X 4、X 5、X 6、X 7、X 8、X 9 及び X 13 の 9名は、別表 3 - 2 のように、「差別」前後の月平均増務時間の差、又は組合調査に基づく 21.6 時間(組合主張)を差別によって受けた月平均増務時間として不利益分の算定を行っている。

しかしながら、この「差別」後の X 2、X 3 及び X 4 の 3名の月平均増務時間は、19年 6月までを含めて算定できるにもかかわらず、13年 9月までの期間のものであり、本件申立ての救済対象期間が 17年 1月分及び同年 3月分以降であることからみても、その計算期間の妥当性には疑問が残る上、同人らが受けた不利益分と主張する月平均増務時間に時間単価を乗じた月額についても、申立人主張の金額とは一致しない(別表 3 - 1、3 - 2)。

また、組合調査に基づく月平均増務時間である 21.6 時間(組合主張)は、増務を希望する 1人当たりの月平均増務時間で、これは、1人当たりの公出の増務時間の平均と公出以外の増務時間の平均を足す方法によって算定されている。すなわち、これは公出及び公出以外の双方の増務を希望者全員が行えることを意味するものとなるが、実際には、公出を行った乗務員と公出以外の増務を行った乗務員の人数には差があり、乗務員全員に双方の増務が割り当てられていたわけではない(第 2 . 6 (1) )。

このため、公出及び公出以外の双方の増務時間の合計を増務希望者数で除した時間数に是正する必要があるが、その希望者数が明らかでないため(第 2 . 6 (1) )、第 2 . 6 (1) のとおり、同合計時間を荏原営業所に在籍する乗務員数(同期間における同営業所で差別の存在を主張し、かつ、増務実績のある申立人らを除く。)で除した 13.5 時間を乗務員(在籍者) 1人当たりの月平均増務時間と認めるのが相当である。ただし、この時間数は、増務を希望しない乗務員をも含めた在籍者 1人当たりの

ものとなるため、増務希望者1人当たりの時間数よりも小さなものとなる。したがって、別表1のとおり、個々の乗務員への支払額の算定に当たり、時間単価については100円未満を切り上げて処理しても差し支えないとみるべきである。

イ ところで、会社が増務を割り当てるに当たっては、増務を希望する乗務員に対し、各乗務員の希望や都合を尊重して割り当てる一方、そうした乗務員の中でも増務時間にはかなりのばらつきがあることから、増務外しによる不利益分を算定するに際しては、従来、短時間しか増務を行っていない乗務員についてまで、組合調査に基づく月平均増務時間である13.5時間の割当てがあったものとするのは相当ではない。

他方、たとえ従来、長時間の増務を行ってきた乗務員であっても、時分の変更による労働時間制度の改正も行われていることを勘案すれば、組合調査に基づく月平均増務時間である13.5時間を超えてその後も「差別」前の増務が保たれるべきであると考え、これを超える時間まで差別によって失った増務時間とみることは相当ではない。

したがって、本件増務差別における不利益分の算定に当たっては、「X2ら各人の「差別」前平均から本件審査対象期間平均を差し引いた月平均増務時間の差」と「組合調査に基づく月平均増務時間である13.5時間」のうち、いずれか少ない方を差別によって失った月平均増務時間と認めるのが相当である。ただし、X6については、「差別」前平均の疎明がないため、組合調査に基づく月平均増務時間である13.5時間から本件審査対象期間平均を差し引いた数字を差別によって失った月平均増務時間とする。

#### 第4 法律上の根拠

以上の次第であるから、本件申立てのうち、申立人X8の本件申立時において、及び同X13の当事者追加申立時において、各1年を経過していた事実に係る申立ては、労働組合法第27条第2項及び労働委員会規則第33条第1項第3号により、これを受けることができず、その余の申立てのうち、会社が、X2、X3、X4、X5、X6、X7、X8、X9、X10、X11、X12及びX13に対し、残業扱いとな

る乗務(増務)を割り当てるに当たって、他の乗務員と異なる取扱いをしてこれを割り当てなかったことは、同法第7条第1号及び第3号に該当し、その余の事実は、同法同条に該当しない。

よって、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43条並びに同法第27条第2項及び同規則第33条第1項第3号を適用して、主文のとおり命令する。

平成20年9月2日

東京都労働委員会

会 長 永 井 紀 昭

別表1

## 支払額

(単位:円)

年	月分	X 2	X 3	X 4	X 5	X 6	X 7	X 8
17	1							10,530
	2							10,530
	3	37,520	29,700	23,240	28,350	26,680		10,530
	4	37,520	31,050	23,240	28,350	26,680	36,450	10,530
	5	37,520	31,050	23,240	28,350	26,680	36,450	10,530
	6	37,520	31,050	23,240	28,350	26,680	36,450	10,530
	7	0	31,050	23,240	28,350	26,680	36,450	10,530
	8	37,520	31,050	24,070	28,350	26,680	36,450	10,920
	9	37,520	31,050	24,070	28,350	26,680	36,450	10,920
	10	37,520	31,050	24,070	28,350	26,680	36,450	10,920
	11	37,520	31,050	24,070	28,350	26,680	36,450	10,920
	12	37,520	31,050	24,070	28,350	26,680	36,450	10,920
18	1	37,520	31,050	24,070	28,350	26,680	36,450	10,920
	2	37,520	31,050	24,070	28,350	26,680	36,450	10,920
	3	37,520	31,050	24,070	28,350	26,680	36,450	10,920
	4	37,520	31,050	24,070	28,350	26,680	36,450	10,920
	5	37,520	31,050	24,070	28,350	26,680	36,450	10,920
	6	37,520	31,050	24,070	28,350	26,680	36,450	10,920
	7	37,520	31,050	0	28,350	26,680	36,450	10,920
	8	37,520	31,050	24,070	28,350	26,680	36,450	10,920
	9	37,520	31,050	24,070	28,350	26,680	36,450	10,920
	10	37,520	31,050	24,070	28,350	26,680	36,450	10,920
	11	37,520	31,050	24,070	28,350	26,680	36,450	10,920
	12	37,520	31,050	24,070	28,350	26,680	36,450	10,920
19	1	37,520	31,050	24,070	28,350	26,680	36,450	10,920
	2	37,520	31,050	24,070	28,350	26,680	36,450	10,920
	3	37,520	31,050	24,070	28,350	26,680	36,450	10,920
	4	37,520	31,050	24,070	28,350	26,680	36,450	10,920
	5	37,520	31,050	24,070	28,350	26,680	36,450	10,920
	6	37,520	31,050	24,070	28,350	26,680	36,450	10,920
内訳	17年3月分～ 17年6月分 注1 2,800*13.4	17年3月分 2,200*13.5	17年3月分～ 17年7月分 2,800*8.3	17年3月分～ 19年6月分 2,100*13.5	17年3月分～ 19年6月分 2,900*×9.2	17年4月分～ 19年6月分 2,700*13.5	17年1月分～ 17年7月分 2,700*3.9	
	17年8月分～ 19年6月分 2,800*13.4	17年4月分～ 19年6月分 2,300*13.5	17年8月分～ 18年6月分 2,900*8.3				17年8月分～ 19年6月分 2,800*3.9	
			18年8月分～ 19年6月分 2,900*8.3					
合計	1,013,040	868,050	645,740	793,800	747,040	984,150	324,870	

注1 「2,800\*13.4」は、時間単価×差別を受けた時間数である。

注2 時間単価は、別表3の「不利益分の金額(申立人主張)」による時間単価の100円未満の端数を切り上げた。

注3 差別を受けた時間数は、別表2の差別前平均から本件審査対象期間平均を差し引いた時間と組合調査に基づく月平均増務時間である13.5時間のいずれか低い方とした。ただし、X6については、差別前平均の疎明がないため、組合調査に基づく月平均増務時間である13.5時間を差別前平均とし、これから本件審査対象期間平均を差し引いた時間数を差別を受けた時間数とした。

注4 X2の17年7月とX4の18年7月は、欠勤によって請求が0となっているため、支払額も0とした。

注5 は前件事件から救済を求めている組合員である。

別表1 支払額 (単位:円)

年	月分	X 9	X 13
17	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7	13,230	
	8	13,230	
	9	13,230	
	10	13,230	
	11	13,230	
	12	13,230	
18	1	13,230	
	2	13,230	
	3	13,230	
	4	13,230	
	5	13,230	
	6	13,230	
	7	13,230	
	8	13,230	
	9	13,230	20,280
	10	13,230	20,280
	11	13,230	20,280
	12	13,230	20,280
19	1	13,230	20,280
	2	13,230	20,280
	3	13,230	20,280
	4	13,230	20,280
	5	13,230	20,280
	6	13,230	20,280
内訳	17年7月 ~ 19年6月	2700*4.9	18年9月 ~ 19年6月 2,600*7.8
合計		317,520	202,800

別表2

## 組合員の増務実績

(単位:時間)

年	月	X 2		X 3		X 4		X 5		X 6	
		所属	増務実績								
12年	1月	大橋	13.9	大橋	22.0	淡島	15.6	大橋	19.7	大橋	
	2月		21.8		17.7		9.7		31.2		
	3月		14.5		18.2		23.6		27.1		
	4月		35.2		21.4		38.1		58.0		
	5月		37.0		36.5		31.0		33.6		
	6月		8.3		42.3		20.4		39.7		
	7月		1.2		27.6		10.6		36.2		
	8月		25.9		56.4		15.4		26.9		
	9月		24.0		23.7		14.3		35.5		
	10月		24.8		34.8		10.3		15.7		
	11月		*		*		10.0	瀬田	23.4		
	12月		*		*		11.1		12.1		
13年	1月		20.0		10.8		3.1		9.0		
	2月		24.1		17.3		7.4		26.0		2.3
	3月		29.7		23.1		2.8		15.9		0.2
	4月		28.1		22.2		2.1		20.5		1.9
	5月		2.4		8.0		1.4		18.2		1.3
	6月		4.0		11.7		1.9		*		0.7
	7月		7.7		5.9		1.4		*		1.2
	8月		6.8		9.6		0.6		*		1.5
	9月		4.0		2.1		3.0		*		0.7
	10月		13.7		10.3		9.5		13.3		10.1
	11月		11.2		15.4		7.0	大橋	9.5		5.0
	12月		12.8		12.4		10.0		6.5		6.7
14年	1月		13.4		13.3		12.6		11.5		12.5
	2月		17.7		6.8		11.4		12.9		11.0
	3月		9.9		12.4		7.1		*		7.5
	4月		7.8		14.8		14.5		14.1		11.1
	5月		15.0		10.9		8.0		10.5		5.8
	6月		9.6		13.0		5.8		16.4		6.8
	7月		14.8	東山田	14.6		11.1	虹が丘	9.1		8.3
	8月		13.8		9.7		4.3		5.3		7.1
	9月	淡島	11.3		15.4		11.7		6.5	荏原	8.9
	10月		9.1		14.0		12.2		3.2		4.8
	11月		13.8		11.5		13.6		*		5.8
	12月		5.6		16.8		4.8		*		7.3
15年	1月	荏原	11.4		17.1		14.0		2.3		7.3
	2月		6.7		19.3		12.1		7.7		5.2
	3月		11.5		18.0	荏原	7.3		4.6		7.7
	4月		11.9		23.6		10.3		3.0		2.5
	5月		11.4		18.6		17.8		5.9		6.6
	6月		8.7		9.2		12.2		2.8		0.7
	7月		14.1		21.7		15.4		*		2.7
	8月		6.8		8.8		6.4		7.4		5.3
	9月		12.5		20.0		10.9		6.0		3.4
	10月		12.2		7.5		13.1		7.5		0.5
	11月		9.3		11.6		8.4		5.6		5.1
	12月		12.1		0.0		12.8		11.4		2.7
16年	1月		7.9		0.0		7.6		3.0		11.4
	2月		7.8		0.0		9.8		8.1		0.3
	3月		12.3		0.0		12.5		5.9		4.1
	4月		6.4		5.5		8.4		8.4		5.4
	5月		9.2		9.6		8.2		2.6		1.8
	6月		12.2		6.3		11.8		7.0		7.4
	7月		11.9		11.9		11.9		7.5		4.1
	8月		4.2		6.6		4.9		13.6		3.6

年	月	X2		X3		X4		X5		X6	
		所属	増務実績								
	9月		6.0		10.2		7.8		21.3		8.0
	10月		2.6		8.5		3.0		8.8		2.5
	11月		7.4		7.3		5.9		9.3		5.3
	12月		4.8		2.7		8.0		2.0		7.5
17年	1月		10.3		8.9		8.5		2.1		3.1
	2月		5.7		11.2		7.6		9.7		10.3
	3月		3.8		5.8		5.1		5.3		4.3
	4月		3.2		3.4		4.6		6.6		2.9
	5月		9.3		10.1		9.9		7.9		4.5
	6月		6.7		9.5		9.2		8.4		1.6
	7月		10.5		9.2		10.4		8.3		6.2
	8月		4.4		6.5		8.9		5.9		3.4
	9月		7.1		3.9		7.7		5.8		4.1
	10月		9.4		3.8		11.8		7.3		3.7
	11月		6.1		9.4		6.7		5.8		8.8
	12月 (本件申立て)		8.4		5.4		13.3		8.9		2.4
18年	1月		4.7		12.1		7.9		0.3		5.8
	2月		7.8		3.8		7.7		6.5		6.6
	3月		8.3		6.6		7.4		8.0		3.8
	4月		*		10.2		9.0		7.5		4.8
	5月		5.6		9.3		9.1		2.5		5.8
	6月		11.0		8.4		12.8		7.2		5.4
	7月		6.2		8.5		7.5		6.2		5.9
	8月		2.1		7.8		2.3		2.8		1.5
	9月		6.1		10.4		7.3		7.4		8.6
	10月		3.7		13.5		4.3		4.0		2.6
	11月		5.9		8.4		6.8		4.9		3.9
	12月		3.2		10.5		3.2		6.9		4.9
19年	1月		4.5		5.3		3.8		*		1.5
	2月		8.3		12.0		8.2		9.2		4.0
	3月		3.6		6.4		6.8		3.6		2.5
	4月		3.9		5.7		4.3		2.5		4.9
	5月		5.9		*		9.9		*		3.3
	6月		2.9		10.1		3.8		*		5.1
差別前平均			19.2		23.3		15.7		26.3		注6 13.5
差別後平均			8.1		9.5		8.1		6.0		4.8
組合加入前平均			20.2		20.4		19.8		28.3		-
組合加入後平均			9.0		10.0		8.2		6.7		4.8
前件審査対象 期間平均			9.6		10.7		8.6		6.4		5.1
本件審査対象 期間平均			5.8		7.7		7.4		5.3		4.3
平均減少時間			13.4		15.6		8.3		21.0		9.2

注1 「差別前平均」及び「差別後平均」とは、申立人が主張する差別開始の時点を基準に、その前後それぞれの期間における平均値を表したものである。

注2 は組合加入、 は主張される差別の開始、 は本件審査対象(19年6月まで)、 は前件事件から救済を求めている組合員である。

注3 X13の申立ては19年9月5日である。

注4 平均減少時間は、差別前平均から本件審査対象期間平均を差し引いた時間である。

注5 平均を算出するに当たり、月の途中で増務時間に疎明のない\*は、増務時間を0として月数に加算して計算し、それ以外の空欄箇所は、カウントしていない。

注6 X6は、差別前平均の疎明がないため、組合調査に基づく月平均増務時間である13.5時間を差別前平均とし、これから本件審査対象期間平均を差し引いた時間数を平均減少時間とした。

年	月	X7		X8		X9		X10		X11	
		所属	増務実績	所属	増務実績	所属	増務実績	所属	増務実績	所属	増務実績
12年	1月	荏原		大橋		荏原		荏原		荏原	
	2月										
	3月										
	4月										
	5月										
	6月										
	7月										
	8月										
	9月										
	10月										
	11月										
	12月										
13年	1月										
	2月										
	3月										
	4月										
	5月										
	6月										
	7月										
	8月										
	9月										
	10月										
	11月										
	12月										
14年	1月										
	2月				11.8						
	3月				9.7						
	4月		35.7		10.5						
	5月		35.1		13.0						
	6月		25.1		6.0						
	7月		30.7		9.7						
	8月		29.1		10.7						
	9月		17.8	荏原	4.8						
	10月		36.2		2.9						
	11月		26.9		9.1						
	12月		21.2		9.0						
15年	1月		32.0		16.4						
	2月		26.7		11.9						6.9
	3月		35.9		9.0						*
	4月		40.2		10.5						*
	5月		29.4		2.4						*
	6月		32.4		5.6						*
	7月		37.4		5.9						*
	8月		27.0		2.6						*
	9月		39.6		9.3						*
	10月		26.7		4.1						*
	11月		27.1		8.0						*
	12月		17.2		3.2						*
16年	1月		16.1		4.2						*
	2月		27.0		8.2	16.4					*
	3月		20.7		2.3	13.3					0.0
	4月		22.2		6.0	7.5					7.6
	5月		23.9		5.0	11.1					*
	6月		31.4		1.7	17.5					*
	7月		13.3		8.8	11.5					*
	8月		13.1		1.3	16.5					2.3

年	月	X7		X8		X9		X10		X11	
		所属	増務実績	所属	増務実績	所属	増務実績	所属	増務実績	所属	増務実績
	9月		33.8		6.4		8.5				*
	10月		31.8		3.8		14.8				3.7
	11月		26.0		2.5		14.2				2.3
	12月		27.2		6.7		13.4				5.0
17年	1月		23.0		4.7		16.7				10.8
	2月		16.4		7.7		7.1		7.7		*
	3月		28.1		1.9		11.4		*		*
	4月		13.0		9.4		11.5		*		3.8
	5月		6.6		2.2		12.3		3.3		7.0
	6月		14.4		4.8		11.7		*		2.3
	7月		11.8		6.5		17.8		*		*
	8月		12.3		1.9		12.5		*		*
	9月		19.0		7.9		16.7		7.1		*
	10月		2.3		2.3		*		*		3.3
	11月		8.9		8.8		12.4		8.6		10.4
	12月 (本件申立て)		6.9		7.1		10.9		4.2		0.5
18年	1月		12.0		6.8		7.3		1.5		8.3
	2月		7.0		11.8		12.6		*		4.7
	3月		9.7		5.0		10.6		*		*
	4月		13.0		4.4		6.2		2.2		5.2
	5月		6.2		4.5		8.2		6.1		4.1
	6月		8.9		3.5		12.5		4.5		7.8
	7月		9.2		7.8		7.7		8.0		*
	8月		1.6		2.8		7.6		5.9		3.2
	9月		7.1		6.6		5.1		3.9		6.7
	10月		1.2		9.3		5.1		3.5		3.9
	11月		4.4		2.8		8.2		4.4		6.7
	12月		8.1		10.2		3.9		5.6		5.1
19年	1月		1.4		2.9		6.0		4.7		2.4
	2月		8.0		6.8		5.4		4.1		3.7
	3月		3.7		4.7		5.0		7.2		2.0
	4月		8.9		8.5		3.7	新羽	4.6		1.7
	5月		*		3.3		*		*		1.6
	6月		*		3.9		*		7.5		3.2
差別前平均			27.3		9.6		12.6		7.7		1.7
差別後平均			7.6		5.4		7.7		3.4		3.5
組合加入前平均			27.2		9.6		13.4		-		1.6
組合加入後平均			8.3		5.5		8.2		3.6		3.3
前件審査対象 期間平均			-		-		-		-		-
本件審査対象 期間平均			7.6		5.7		7.7		3.4		3.5
平均減少時間			19.7		3.9		4.9		4.3		

年	月	X12		X13		X14	
		所属	増務実績	所属	増務実績	所属	増務実績
12年	1月	大橋		荏原		大橋	誘導員
	2月						
	3月					東山田	誘導員
	4月						
	5月						
	6月						
	7月						
	8月						
	9月						
	10月						
	11月						
	12月						
13年	1月						
	2月						
	3月						
	4月						
	5月						
	6月						
	7月						
	8月						
	9月						
	10月						
	11月						
	12月						
14年	1月						
	2月						
	3月						
	4月						
	5月						
	6月						
	7月	荏原					
	8月						
	9月						
	10月						
	11月						乗務員
	12月						
15年	1月						
	2月						
	3月						
	4月						
	5月						
	6月						
	7月						
	8月						
	9月						
	10月						
	11月						
	12月						
16年	1月						
	2月						
	3月						
	4月						
	5月						
	6月						
	7月						
	8月						

年	月	X12		X13		X14	
		所属	増務実績	所属	増務実績	所属	増務実績
	9月						
	10月						
	11月						
	12月						
17年	1月				20.1		
	2月				21.0		
	3月				18.4		
	4月				6.2		
	5月				16.4		
	6月				14.1		
	7月		10.2		12.9		
	8月		4.3		*		
	9月		6.3		21.5		
	10月		7.6		8.4		
	11月		4.5		11.2		
	12月 (本件申立て)		3.8		10.5		
18年	1月		*		*		
	2月		5.4		*		
	3月		4.6		7.1		
	4月		6.1		4.0		
	5月		4.2		8.3		
	6月		6.7		4.6		
	7月		1.0		9.7		
	8月		3.9		1.4		
	9月		7.9		3.1		
	10月		2.6		4.4		
	11月		7.6		4.1		
	12月		*		6.4		
19年	1月		4.0		3.4		
	2月		6.4		3.7		
	3月		4.7		4.1		
	4月		3.7		4.9		
	5月		3.1		3.3		
	6月		4.7		5.5		
差別前平均			-		12.3		
差別後平均			4.7		4.5		
組合加入前平均			-		13.3		
組合加入後平均			4.7		4.3		
前件審査対象 期間平均			-		-		
本件審査対象 期間平均			4.7		4.5		
平均減少時間					7.8		

別表3 - 1

## 不利益分の金額(申立人主張)

(単位:円)

年	月	X 2		X 3		X 4		X 5		X 6	
		時間単価	月額	時間単価	月額	時間単価	月額	時間単価	月額	時間単価	月額
15	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	9										
	10										
	11										
	12										
16	1										
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	9										
	10										
	11										
	12										
	1										
	2										
17	3	2,715	37,467	2,185	31,683	2,773	39,654	2,041	44,086	2,809	60,674
	4	2,726	37,619	2,205	31,973	2,785	39,826	2,061	44,518	2,821	60,934
	5	2,726	37,619	2,205	31,973	2,785	39,826	2,061	44,518	2,821	60,934
	6	2,726	37,619	2,205	31,973	2,785	39,826	2,061	44,518	2,821	60,934
	7	0	0	2,205	31,973	2,785	39,826	2,061	44,518	2,821	60,934
	8	2,742	37,840	2,205	31,973	2,801	40,054	2,061	44,518	2,837	61,279
	9	2,742	37,840	2,205	31,973	2,801	40,054	2,061	44,518	2,837	61,279
	10	2,742	37,840	2,205	31,973	2,801	40,054	2,061	44,518	2,837	61,279
	11	2,742	37,840	2,205	31,973	2,801	40,054	2,061	44,518	2,837	61,279
	12	2,742	37,840	2,205	31,973	2,801	40,054	2,061	44,518	2,837	61,279
18	1	2,742	37,840	2,205	31,973	2,801	40,054	2,061	44,518	2,837	61,279
	2	2,742	37,840	2,205	31,973	2,801	40,054	2,061	44,518	2,837	61,279
	3	2,742	37,840	2,205	31,973	2,801	40,054	2,061	44,518	2,837	61,279
	4	2,754	38,005	2,217	32,147	2,809	40,169	2,073	44,777	2,845	61,452
	5	2,754	38,005	2,217	32,147	2,809	40,169	2,073	44,777	2,845	61,452
	6	2,754	38,005	2,217	32,147	2,809	40,169	2,073	44,777	2,845	61,452
	7	2,754	38,005	2,217	32,147	0	0	2,073	44,777	2,845	61,452
	8	2,770	38,226	2,217	32,147	2,825	40,398	2,073	44,777	2,861	61,798
	9	2,770	38,226	2,217	32,147	2,825	40,398	2,073	44,777	2,861	61,798
	10	2,770	38,226	2,217	32,147	2,825	40,398	2,073	44,777	2,861	61,798
	11	2,770	38,226	2,217	32,147	2,825	40,398	2,073	44,777	2,861	61,798
	12	2,770	38,226	2,217	32,147	2,825	40,398	2,073	44,777	2,861	61,798
19	1	2,770	38,226	2,217	32,147	2,825	40,398	2,073	44,777	2,861	61,798
	2	2,770	38,226	2,217	32,147	2,825	40,398	2,073	44,777	2,861	61,798
	3	2,770	38,226	2,217	32,147	2,825	40,398	2,073	44,777	2,861	61,798
	4	2,782	38,392	2,231	32,350	2,833	40,512	2,087	45,079	2,869	61,970
	5	2,782	38,392	2,231	32,350	2,833	40,512	2,087	45,079	2,869	61,970
	6	2,782	38,392	2,231	32,350	2,833	40,512	2,087	45,079	2,869	61,970
	合計		1,026,044		898,159		1,084,612		1,250,856		1,720,742

注 は前件事件から救済を求めている組合員である。

別表3 - 2

## 不利益を受けた時間数の算定根拠(申立人主張)

(単位:時間)

	月時間数	算定根拠
X 2	14.5	(12年1月から13年4月までの月平均増務時間) - (13年5月から13年9月までの月平均増務時間)
X 3	17.2	(12年1月から13年4月までの月平均増務時間) - (13年5月から13年9月までの月平均増務時間)
X 4	13.8	(12年1月から13年2月までの月平均増務時間) - (13年3月から13年9月までの月平均増務時間)
X 5	21.6	組合調査に基づく月平均増務時間
X 6	21.6	組合調査に基づく月平均増務時間

別表3 - 1

## 不利益分の金額(申立人主張)

(単位:円)

年	月	X7		X8		X9		X10		X11	
		時間単価	月額	時間単価	月額	時間単価	月額	時間単価	月額	時間単価	月額
15	4			2,645	57,132						
	5			2,645	57,132						
	6			2,645	57,132						
	7			2,645	57,132						
	8			2,645	57,132						
	9			2,645	57,132						
	10			2,645	57,132						
	11			2,645	57,132						
	12			2,645	57,132						
16	1			2,645	57,132						
	2			2,645	57,132						
	3			2,645	57,132						
	4			2,645	57,132						
	5			2,685	57,996						
	6			2,685	57,996						
	7			2,685	57,996						
	8			2,676	57,802						
	9			2,676	57,802						
	10			2,676	57,802						
	11			2,676	57,802						
	12			2,676	57,802						
	1			2,676	57,802						
	2			2,676	57,802						
17	3			2,676	57,802						
	4	2,628	27,068	2,689	58,082			2,261	48,838		
	5	2,628	27,068	2,689	58,082			2,261	48,838		
	6	2,628	27,068	2,689	58,082			2,261	48,838		
	7	2,628	27,068	2,689	58,082	2,628	56,765	2,261	48,838	2,189	47,282
	8	2,645	27,244	2,706	58,450	2,645	57,132	2,261	48,838	2,189	47,282
	9	2,645	27,244	2,706	58,450	2,645	57,132	2,261	48,838	2,189	47,282
	10	2,645	27,244	2,706	58,450	2,645	57,132	2,261	48,838	2,189	47,282
	11	2,645	27,244	2,706	58,450	2,645	57,132	2,261	48,838	2,189	47,282
	12	2,645	27,244	2,706	58,450	2,645	57,132	2,261	48,838	2,189	47,282
18	1	2,645	27,244	2,706	58,450	2,645	57,132	2,261	48,838	2,189	47,282
	2	2,645	27,244	2,706	58,450	2,645	57,132	2,261	48,838	2,189	47,282
	3	2,645	27,244	2,706	58,450	2,645	57,132	2,261	48,838	2,189	47,282
	4	2,658	27,377	2,719	58,730	2,658	57,413	2,273	49,097	2,201	47,542
	5	2,658	27,377	2,719	58,730	2,658	57,413	2,273	49,097	2,201	47,542
	6	2,658	27,377	2,719	58,730	2,658	57,413	2,273	49,097	2,201	47,542
	7	2,658	27,377	2,719	58,730	2,658	57,413	2,273	49,097	2,201	47,542
	8	2,676	27,563	2,737	59,119	2,676	57,802	2,273	49,097	2,201	47,542
	9	2,676	27,563	2,737	59,119	2,676	57,802	2,273	49,097	2,201	47,542
	10	2,676	27,563	2,737	59,119	2,676	57,802	2,273	49,097	2,201	47,542
	11	2,676	27,563	2,737	59,119	2,676	57,802	2,273	49,097	2,201	47,542
	12	2,676	27,563	2,737	59,119	2,676	57,802	2,273	49,097	2,201	47,542
19	1	2,676	27,563	2,737	59,119	2,676	57,802	2,273	49,097	2,201	47,542
	2	2,676	27,563	2,737	59,119	2,676	57,802	2,273	49,097	2,201	47,542
	3	2,676	27,563	2,737	59,119	2,676	57,802	2,273	49,097	2,201	47,542
	4	2,689	27,697	2,750	59,400	2,689	58,082	2,287	49,399	2,215	47,844
	5	2,689	27,697	2,750	59,400	2,689	58,082	2,287	49,399	2,215	47,844
	6	2,689	27,697	2,750	59,400	2,689	58,082	2,287	49,399	2,215	47,844
合計			685,187		1,469,837		1,380,132		1,225,735		1,139,573

別表3 - 2

## 不利益を受けた時間数の算定根拠(申立人主張)

(単位:時間)

	月時間数	算定根拠
		X7
X8	21.6	組合調査に基づく月平均増務時間
X9	21.6	組合調査に基づく月平均増務時間
X10	21.6	組合調査に基づく月平均増務時間
X11	21.6	組合調査に基づく月平均増務時間

別表3 - 1 不利益分の金額(申立人主張) (単位:円)

年	月	X12		X13		X14	
		時間単価	月額	時間単価	月額	時間単価	月額
15	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11						
	12						
16	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11						
	12						
	1						
	2						
17	3					2,663	57,521
	4					2,675	57,780
	5					2,675	57,780
	6					2,675	57,780
	7	2,145	46,332			2,675	57,780
	8	2,145	46,332			2,691	58,126
	9	2,145	46,332			2,691	58,126
	10	2,145	46,332			2,691	58,126
	11	2,145	46,332			2,691	58,126
	12	2,145	46,332			2,691	58,126
18	1	2,145	46,332			2,691	58,126
	2	2,145	46,332	2,485	38,518	2,691	58,126
	3	2,145	46,332	2,485	38,518	2,691	58,126
	4	2,157	46,591	2,497	38,704	2,699	58,298
	5	2,157	46,591	2,497	38,704	2,699	58,298
	6	2,157	46,591	2,497	38,704	2,699	58,298
	7	2,157	46,591	2,497	38,704	2,699	58,298
	8	2,157	46,591	2,513	38,952	2,715	58,644
	9	2,157	46,591	2,513	38,952	2,715	58,644
	10	2,157	46,591	2,513	38,952	2,715	58,644
	11	2,157	46,591	2,513	38,952	2,715	58,644
	12	2,157	46,591	2,513	38,952	2,715	58,644
19	1	2,157	46,591	2,513	38,952	2,715	58,644
	2	2,157	46,591	2,513	38,952	2,715	58,644
	3	2,157	46,591	2,513	38,952	2,715	58,644
	4	2,171	46,894	2,525	39,138	2,723	58,817
	5	2,171	46,894	2,525	39,138	2,723	58,817
	6	2,171	46,894	2,525	39,138	2,723	58,817
合計			1,116,763		660,874		1,632,442

別表3 - 2 不利益を受けた時間数の算定根拠(申立人主張) (単位:時間)

	月時間数	算定根拠
X12	21.6	組合調査に基づく月平均増務時間
X13	15.5	(15年10月から17年12月までの月平均増務時間) - (18年1月から19年6月までの月平均増務時間)
X14	21.6	組合調査に基づく月平均増務時間